

仕 様 書

- 1 件 名 アメリカン・メディカル・アソシエーション
 コンソーシアムパッケージ（JAMA+9 タイトル）の利用
- 2 品名及び数量 別表のとおり
- 3 特記事項
 (1) Tier : Tier D2(医学部と附属病院を保有する大学（病院総数が1～2）)
 (2) 医図協・薬図協コンソーシアムを適用する
- 4 利用期間 平成27年1月1日（木）から平成27年12月31日（木）まで
- 5 サイトおよび利用対象者
 (1) サイト
 ワンサイト（杉本・阿倍野キャンパス、梅田サテライトで利用できること）
 (2) 利用対象者
 大阪市立大学構成員及びウォークインユーザー
- 6 提供条件
 (1) インターネットにより24時間安定して情報を提供できること
 (2) 閲覧不能な状況が生じた場合は、不具合の原因を究明するとともに、直ちに出版社等に連絡し、速やかに正常な状態に復旧させること。また、クレーム内容についての進捗状況、出版社からの回答を逐次報告すること
 (3) 各種情報の更新があった場合は、速やかに連絡すること。また、サーバーメンテナンス等の理由により情報提供ができない場合は、事前に連絡すること
- 7 支 払
 契約代金の支払時期は、平成27年6月末頃となる
- 8 担 当 者
 大阪市住吉区杉本3-3-138
 大阪市立大学学術情報総合センター運営課
 雑誌センター 森崎、岡山 TEL 06-6605-3271 FAX 06-6605-3223
- 9 そ の 他
 (1) 仕様書について疑義がある場合は、担当者まで照会すること
 なお、契約後の疑義については本学の解釈とする
 (2) 本契約については、別紙「暴力団等の排除に関する特記仕様書 兼 特記事項」のとおり大阪市と同様の措置を講じる

別表

JAMA +9タイトル(医図協、薬図協提案)

1	JAMA :The Journal of the American Medical Association
2	JAMA Dermatology
3	JAMA Facial Plastic Surgery
4	JAMA Psychiatry
5	JAMA Internal Medicine
6	JAMA Neurology
7	JAMA Ophthalmology
8	JAMA Otolaryngology--- Head and Neck Surgery
9	JAMA Pediatrics
10	JAMA Surgery

暴力団等の排除に関する特記仕様書 兼 特記事項

公立大学法人大阪市立大学（以下「発注者」という）が締結する契約等から暴力団を排除する措置については、「大阪市暴力団排除条例」（以下「条例」という。）、「大阪市暴力団排除条例施行規則」及び「大阪市契約関係暴力団排除措置要綱」（以下「要綱」という。）に準拠し、大阪市と同様の措置を講じる。

1 暴力団等の排除について

- (1) 発注者は、条例第8条第1項第6号の規定を準用し、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）が条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められた場合には、この契約を解除する。ただし、条例第2条第5号及び第6号中「本市」とあるのは「本市及び公立大学法人大阪市立大学」と読み替えるものとする。
- (2) 発注者は、条例第8条第1項第7号の規定を準用し、条例第7条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、受注者が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、この契約を解除する。ただし、条例第2条第5号中「本市」とあるのは「公立大学法人大阪市立大学」と読み替えるものとする。
- (3) 受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (4) 受注者は、下請負人等に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (5) 第1号及び第2号の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、請負金額の100分の20に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (6) 受注者及び下請負人等は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第9条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る発注者の監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「事業主管課長等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対して、速やかに事業主管課長等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (7) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく前項に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第12条の規定に準じた公表及び公立大学法人大阪市立大学競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (8) 受注者は第6号に定める報告及び届出により、発注者及び大阪市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (9) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期限の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないかと判断した場合はこの限りでない。